

問題のあった著作物使用形態とその対処

2022年7月12日
公益社団法人 日本文藝家協会

2021年にご送付いただいた入試問題から、不適切な使用内容をご報告いたします。
国語科の科目に限らず全教科に於ける著作物使用時に、解決方法をご確認ください。

番号	問題点	著作物数
1	文章の一部改変・省略	50
2	あらすじの掲載	0
3	著者名、著作物題名、出典表記なし	10
4	詳細不明	2

2021年9月現在

1. 改変・省略について

入試問題は著作権法上の権利制限にあたる為、著作権者の許諾なく文章の使用が可能です。文章に強調線や罫線を引いたり、空欄を設けたりすることは、やむを得ない範疇と見做され、「改変」からは除外されます。しかし文言の一部を改変省略した場合、該当箇所にアスタリスクをつける等をし、出題文の末尾にて説明することが望まれます。

2. あらすじについて

あらすじは著作物の*翻案に該当します。入試問題から問題集を作成する場合や、過去問としてホームページへ掲載する場合は、著作権者の承諾が必要です。 *翻案とは、元の著作物のストーリー性を変えず、具体的な表現を変えることをいう（著作権法第27条）。

3. 著者名、著作物題名、出典表記について

著者名や出典表記がない文章は、過去問題集を作成する教材会社が著作権者の許諾を得るための調査に労力を要します。著者名や題名が解答にあたるようなものの場合、解答とあわせて教材会社へお渡しいただくよう、ご配慮をお願いいたします。

	出典の誤った表記	正しくは…
①	アンソロジー等、表紙にある監修者名、編者名を記載	“編”はあくまで編者、著作者ではない場合もある。必ず、使用する該当作品の著作者名とすること。
②	外国語文学訳や古文訳翻訳作品に原作者の氏名で記載	題名の前、又は後に原著作者名ならびに訳者名を記載。 (表記例：◇◇著◆◆訳「○○○」)
③	詩・俳句の鑑賞文で、詩の作者と鑑賞文の著作者が異なる場合、どちらか一方のみを記載	使用した底本の裏書に、各俳句の著作者名が表示されていることがある。記載がない場合は出版社などへ問い合わせし、正しい著作者名とすること。

4. 詳細不明のご報告について

入試報告として、使用した著者名及び著作物題名のみをお知らせくださるケースがございますが、実際にどのように使用されたかを具体的にお教えいただきたく思います。

出題された入学試験問題は、過去問題集へと忠実に収録されます。不適切に出題されたものが公衆に広まることは、著作者人格権の侵害に繋がりますのでご注意ください。また、教育機関が作問をせず、業者に入学試験問題の作成を依頼している場合、著作権法第36条に規定された入学試験問題の権利制限から外れます。